

報告 9

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和2年11月30日

長与町長 吉田 慎一

## 専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

### 1 和解及び損害賠償の相手方



### 2 事故の概要

#### (1) 事故の発生日時

令和2年8月19日 14時43分

#### (2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1（役場駐車場）

#### (3) 事故の状況

公用車をバックで駐車するために、来客用駐車場に駐車していた相手車の左側空きスペースへ公用車を前進させたところ、前方確認を怠り相手車両の後方左側バンパーと公用車の前方右側バンパーが接触し破損した。

### 3 和解の内容

事故の相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を破棄し、本件損害賠償のほか、長与町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

### 4 損害賠償の額

51,150円

令和2年10月28日

長与町長 吉田 慎

